

副 本

平成30年(ワ)第237号 損害賠償請求事件

原 告 原告番号1 ほか108名

被 告 国 ほか1名

答 弁 書

令和元年5月10日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号

仙台第3法務総合庁舎

仙台法務局法務部

部 付 佐藤 真梨子

部 付 筒井 睦雄

部 付 吉野 弘子

上席法務官 小野寺 幸男

法務官 板橋 三智代

法務官 大江 啓一

法務事務官 金 沙弥佳

〒960-0103 福島市本内字南長割1番地3

福島地方法務局訟務部門(送達場所)

(電話 024-534-1976)

(FAX 024-526-2122)

上席訟務官 梶内勇作 上席訟務官 古山繁樹 訟務官 酒井直仁 訟務官 桑島奈穂子 法務事務官 石澤広隆 法務事務官 安斎 守 

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房

環境事務官 内藤晋太郎 環境事務官 桝野龍太 環境事務官 武田龍夫 環境事務官 田中博史 環境事務官 大城朝久 環境事務官 前田后穂 環境事務官 森川久範 

環境事務官 内山則之

環境技官 中野 浩

環境事務官 野田直志

環境事務官 鈴木莉恵子

環境事務官 治 健太

環境事務官 吉本大二郎

原子力規制委員会原子力規制庁

原子力規制部

環境技官 田口達也

環境技官 藤森昭裕

環境技官 川崎憲二

環境技官 正岡秀章

環境技官 山田創平

環境技官 大浅田薰

環境技官 沖田真一

環境技官 岩崎拓弥

環境技官 安達泰之

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課

経済産業事務官 高城潤

経済産業事務官 河田裕介

経済産業事務官 浅海凪音

経済産業事務官 吉倉宏明

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室

経済産業事務官 高野菊雄

経済産業事務官 清水行生

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力政策課

経済産業技官 山瀬大悟

経済産業事務官 片岸雅啓

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力立地・

核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 久保一樹

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力立地・

核燃料サイクル産業課原子力損害対応室

経済産業事務官 宇田川徹

経済産業事務官 和田 啓之

経済産業事務官 柳木 隆宏

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号

経済産業省東北経済産業局

資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課

経済産業技官 松田 吉紀

経済産業事務官 谷尻 智恵子

同課総合エネルギー広報室

経済産業事務官 横田 彼昌

第1 請求の趣旨に対する答弁	1
第2 請求原因に対する認否	1
1 はじめに	1
2 「第1章 はじめに」(訴状6ページ以下)	1
(1) 「第1 事案の概要」(訴状6ページ)	1
(2) 「第2 当事者」(訴状6ページ以下)	2
3 「第2章 本件原発事故の発生と浪江町における避難状況」(訴状8ページ以下)	2
(1) 「第1 本件原発事故の経緯(概要)」(訴状8ページ以下)	2
(2) 「第2 浪江町の概要と本件原発事故後の避難状況(甲D2~5)」(訴状10ページ以下)	3
4 「第3章 中間指針等に基づく原告らに対する精神的損害の賠償状況」(訴状14ページ以下)	7
(1) 「第1 中間指針等」(訴状14ページ以下)	7
(2) 「第2 浪江町集団ADR」(訴状15ページ以下)	7
5 「第4章 本件原発事故に関する被告らの責任」(訴状17ページ以下)	7
(1) 「第1 本件原発事故の発生」(訴状17ページ以下)	7
(2) 「第2 被告国の責任」(訴状30ページ以下)	13
(3) 「第3 被告東京電力の責任」(訴状56ページ以下)	25
(4) 「第4 不真正連帶債務」(訴状67ページ)	25
6 「第5章 本件原発事故による原告らの損害」(訴状69ページ以下)	25
7 「第6章 被告東京電力の浪江町集団ADR和解案違法拒否による請求」(訴状142ページ以下)	25
8 「第7章 結語」(訴状162ページ)	26

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とするとの判決を求める。

なお、被告国につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合には、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること

を求める。

第2 請求原因に対する認否

1 はじめに

訴状記載の原告らの主張には、請求原因としていかなる意味を有するのかが判然としない事情や原告らの意見や評価にわたるものが少なからず見受けられる。

そこで、被告国は、本件の円滑な争点整理を図るため、原告らの被告国に対する請求を基礎づける請求原因事実及びこれと密接に関連すると判断される事実の範囲で認否を行うこととする。

なお、以下に引用した訴状の記載及びページ数は、原告らが証拠番号を補充して再提出した訴状の記載及びページ数である。

2 「第1章 はじめに」(訴状6ページ以下)

(1) 「第1 事業の概要」(訴状6ページ)

平成23年3月に相被告東京電力ホールディングス株式会社(平成23年当時の商号は「東京電力株式会社」。以下、商号変更の前後を問わず「被告東電」という。)が設置していた福島第一原子力発電所(以下「福島第一発電

所」という。)において放射性物質が外部環境へ放出される事故(以下「福島第一発電所事故」という。)が発生したことは認め、被告国には同事故に関して原告らが被った損害を賠償する責任がある旨の主張は否認ないし争い、本件の個別の原告らの損害の有無及びその程度は不知。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものか、被告東電に関する主張であるため、いずれも認否の限りでない。

(2) 「第2 当事者」(訴状6ページ以下)

ア 「1 原告ら」(訴状6ページ)

福島第一発電所事故が発生したことは認め、その余は不知。

イ 「2 被告ら」(訴状7ページ)

認める。

3 「第2章 本件原発事故の発生と浪江町における避難状況」(訴状8ページ以下)

(1) 「第1 本件原発事故の経緯(概要)」(訴状8ページ以下)

以下の認否の内容は、原子力規制委員会に設置された「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」の議論の中で新たな知見が示された場合には、変更する可能性がある。

ア 「1 本件原発事故の発生」(訴状8ページ)

(7) 「(1)」

「15時36分ころ」とあるのを「15時35分ころ」と解した上で認める。

(4) 「(2)」及び「(3)」

いずれも認める。

(5) 「(4)」

平成23年3月15日午前6時頃から同日午前6時10分頃までの間に、福島第一発電所で衝撃音が発生したこと、同発電所4号機の原子炉

建屋が損壊したこと、福島第一発電所事故により放射性物質が外部環境へ放出されたことは認め、その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「2 本件原発事故後の避難指示等」(訴状9ページ以下)

(7) 「(1)」

おおむね認める。なお、福島第一発電所からの距離に関し、「〇〇km圏内」との記載は、「半径〇〇km圏内」と表記するのが正しい。

(1) 「(2)」

a 第1段落(「同年4月22日…指定された。」)

平成23年4月22日、福島第一発電所から半径20キロメートル圏内が警戒区域とされたこと、同日、福島第一発電所事故から1年間の積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあるとして、葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部が計画的避難区域に、広野町、楓葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部が緊急時避難準備区域に指定されたことは認める。

b 第2段落(「同時に、福島…解除された。」)及び第3段落(「また、同日の…指定された。」)

いずれも認める。

(4) 「(3)」

「当該地点で年間積算線量が50mSv超の地域」とあるのを「平成23年12月26日時点で年間積算線量が50mSv超の地域」と解した上で、認める。

(2) 「第2 浪江町の概要と本件原発事故後の避難状況(甲D2~5)」(訴状10ページ以下)

ア 「1 浪江町の概要」(訴状10ページ)

認める。

なお、原告らが主張する人口は、外国人を除いた数のようである。

イ 「2 本件原発事故後の避難状況」(訴状10ページ以下)

(7) 「(1) 津島への退避(3月12日)」

a 「ア」

(a) 第1段落(「平成23…移転した。」)

平成23年3月12日、浪江町が災害対策本部を津島支所に移転したことは認め、その余は不知。

(b) 第2段落(「これらは…したのである。」)

浪江町が、平成23年3月12日、同町の住民らに対し津島地区等への避難誘導を行ったこと、一般論として、同誘導に従い津島地区に避難した住民がいたことは認め、被告国が福島第一発電所事故の状況について何ら情報提供しなかったとの点は、原告らが、被告国において、いかなる法的根拠に基づき、いかなる情報提供や援助をすべきであったと主張するのか判然としないため、認否することができない。その余は不知。

(c) 第3段落(「被告ら及び…一途を辿った。」)

平成23年3月12日午後3時36分、福島第一発電所1号機で水素爆発と思われる爆発が発生したことは認め、被告国が何らの情報提供及び援助をしなかったとの点は、原告らが、被告国においていかなる法的根拠に基づき、いかなる情報提供や援助をすべきであったと主張するのか判然としないため、認否することができない。その余は不知。

b 「イ」

(a) 第1段落(「同日18時…に至った。」)

認める。

(b) 第2段落(「しかし、浪江町…事態となった。」)

浪江町が福島第一発電所から半径20キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出したことは認め、被告国が何らの情報提供をしなかったとの点は、原告らが、被告国においていかなる法的根拠に基づき、いかなる情報提供や援助をすべきであったと主張するのか判然としないため、認否することができない。その余は不知。

c 「ウ」

平成23年3月14日に福島第一発電所3号機で、同月15日に同発電所4号機で、それぞれ水素爆発と思われる爆発が発生したこと、福島第一発電所事故により放射性物質が外部環境へ放出されたことは認め、「大量に」との点は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は不知。

(1) 「(2) 二本松市への避難(3月15日)」

a 「ア」

浪江町が、平成23年3月15日、同町の住民に対し、二本松市への避難を指示したことは認め、その余は不知。

b 「イ」

平成23年3月16日午前5時45分頃、福島第一発電所対策本部に、同発電所4号機で火災が発生したとの連絡が入ったことは認め、同号機で火災が発生したとの点は否認する。同日午前6時15分頃に確認した結果、火災は確認されなかった。

その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

c 「ウ」

認める。

d 「エ」

原子力災害現地対策本部が、平成23年3月20日、除染のための

スクリーニングレベルの変更に関する指示を行い、同月21日、福島県及び関係市町村に対し、福島第一発電所から半径20キロメートル圏外の地域においては、安定ヨウ素剤の服用が必要とされるほどの放射線は空気中から計測されていないため、安定ヨウ素剤を個人の判断で服用させないよう要請したこと、政府が、同月25日、福島第一発電所から半径20キロないし30キロ圏内の住民に対し、記者会見を通じて自主避難を要請したことは認め、その余は不知。

e 「才」

認める。

f 「力」

「INESのレベル」とあるのを「暫定INESのレベル」と解した上で、認める。

(ウ) 「(3) 浪江町における避難区域の設定とその後」

a 第1段落(「浪江町では…指定された。」)及び第2段落(「①避難指示…占めていた。」)

いずれも認める。

b 第3段落「その後、平成…に過ぎない。」

平成29年3月31日、浪江町の帰還困難区域を除く区域の避難指示が解除されたこと、同日時点における浪江町の人口及び世帯数は認め、同人口及び世帯数が福島第一発電所事故前に浪江町に居住していた者の帰還者数であるとの点は不知。

c 第4段落(「なお、長引く…425人もいる。」)

「震災関連死と認定された」とあるのを「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった」と解し、また、425人という数値について平成30年9月30日時点における調査結果

をいう趣旨と解した上で、認める。

4 「第3章 中間指針等に基づく原告らに対する精神的損害の賠償状況」(訴状14ページ以下)

(1) 「第1 中間指針等」(訴状14ページ以下)

認める。

(2) 「第2 浪江町集団ADR」(訴状15ページ以下)

被告国の責任原因に関連するとは解されないため、認否の限りでない。

5 「第4章 本件原発事故に関する被告らの責任」(訴状17ページ以下)

(1) 「第1 本件原発事故の発生」(訴状17ページ以下)

ア 「1 原子力発電所について」(訴状17ページ以下)

(ア) 「(1) 原子力発電の基本的仕組み」及び「(2) 『停止時』における原子炉の冷却の重要性」

いずれも認める。

(イ) 「(3) 原子炉の冷却のための電源」

■ 第1段落(「このように…用意している。」)及び第2段落(「まず、原子力…作動させる。」)

いずれも認める。

■ 第3段落(「そして、何らか…なっている。」)

おおむね認める。ただし、福島第一発電所の非常用ディーゼル発電機の駆動用燃料は軽油である。また、非常用ディーゼル発電機と非常用高圧配電盤は同じ電圧である。

○ 第4段落(「以上の外部…されていた。」)及び第5段落(「このよう…いるのである。」)

いずれも認める。

■ 第6段落(「ところが…ものであった。」)

おおむね認める。ただし、福島第一発電所3号機の直流電源は機船

喪失を免れている。

イ 「2 福島第一原発について」(訴状19ページ以下)

(7) 「(1) 福島第一原発の概要」

「南へ約8km」とあるのを浪江町役場からの距離と解した上で、認める。

(1) 「(2) 非常用電源設備の設置状況」

a 「ア 非常用ディーゼル発電機の設置状況」

(a) 第1段落(「福島第一原発…曰系と呼ばれる。」)
認める。

(b) 第2段落(「また、非常用…設備はない。」)

おおむね認める。ただし、空冷式の非常用ディーゼル発電機については、ディーゼル機関を冷却するための冷却水が循環されており、ディーゼル機関の熱で温度が上昇した冷却水の熱は、冷却ファン(冷却塔)を通じて大気中へ放熱する仕組みとなっていたから、空冷式の非常用ディーゼル発電機にも冷却水を循環させるためのポンプ等の付属設備は存在する。

(c) 第3段落(「なお、福島第一…されている。」)

否認する。福島第一発電所は、1ないし4号機間、5、6号機間において高圧電源及び低圧電源が融通できるように設計されていた。

(d) 第4段落(「1号機の非常…されていた。」)ないし第8段落(「また、水冷式…76頁。」)

いずれも認める。

b 「イ 非常用高圧配電盤の設置状況」

おおむね認める。ただし、福島第一発電所における非常用ディーゼル発電機の電圧は6,900ボルトであり、非常用高圧配電盤によって

変圧されてはいない。

ウ 「3 本件地震の発生及び外部電源の喪失」(訴状22ページ以下)
認める。

エ 「4 本件津波の到来」(訴状23ページ以下)

「福島第一原発付近での津波の高さは、被告東京電力の推計で+13.1m、中央防災会議の推計で+8.5mなどと推計されている」との点は否認し、その余は認める。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「本件地震」という。)に伴う津波(以下「本件津波」という。)については、その波形記録を再現計算するための波源モデルが複数提示されているところ、被告東電の採用した波源モデルに基づく再現計算の結果、福島第一原発の検潮所設置位置付近における水位上昇量は約13.1ないし13.2メートルと推計されている。中央防災会議の採用した波源モデルに基づく再現計算の結果、同じ検潮所設置位置付近における水位上昇量は約10.82メートルと推計されている。

オ 「5 本件原発事故の発生」(訴状24ページ以下)

現時点における福島第一発電所事故の経過に関する認否は、以下の(ア)ないし(イ)のとおりである。なお、正確な事実関係については、追って整理した上で主張する予定である。

(ア) 「(1) 1号機の状況」

ア 「ア」

(a) 第1段落(「平成23…停止された。」ないし第3段落(「これと前後…(全電源喪失)。」

いずれも認める。

(c) 第4段落(「このため…～25頁。」)

1号機において、冷却系統の機能がほとんど発揮されなかつた可

能性があるという限度で認める。

b 「イ」

認める。

c 「ウ」

「大量に」との部分は、原告らの評価ないし意見にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は、おおむね認める。

なお、ペントを行う作業を開始したのは、平成23年3月12日午前9時頃である。

(イ) 「(2) 2号機の状況」

a 「ア」

(a) 第1段落(「2号機の…喪失となった。」)及び第2段落(「これと前後…(全電源喪失)。」)

いずれも認める。

(b) 第3段落(「このため…～25頁。」)

否認する。

原子炉隔離時冷却系(RCIC)が平成23年3月14日午後1時25分頃にその機能を喪失したと判断されるまでは、炉心への注水は継続されていた。

b 「イ」

政府に設置された「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」作成の平成24年7月23日付け最終報告書(以下「政府事故調最終報告書」という。甲B第4号証の1, 2)に、「同日(被告国注: 平成23年3月14日)21時18分頃までには、圧力容器又はその周辺部に、その閉じ込め機能を損なうような損傷が生じたと考えられる。」(同号証の1・32, 33ページ)と記載されているとの限度で認める。

c 「ウ」

「大量に」との部分は、原告らの評価ないし意見にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。

(イ) 「(3) 3号機の状況」

a 「ア」

全交流電源が喪失した時間について、「同日15時42分」とあるのを「平成23年3月11日午後3時38分」と、高压注水系(H.P.C.I.)の手動停止時間について、「同月13日14時42分」とあるのを「平成23年3月13日午前2時42分」とそれぞれ解した上で、認める。

b 「イ」

(a) 第1段落(「その結果…197頁。」)

「22時40分」とあるのを「午前10時40分」と解した上で、認める。

(b) 第2段落(「政府事故調…201頁。」)

政府事故調最終報告書(甲B第4号証の1)に、「同月(被告国注:平成23年3月)14日5時頃までの間、全く代替注水がなされない時間が2時間以上続いたり、十分な注水量を確保できなかつたりしたため、BAF(被告国注:有効燃料下端)を上回る原子炉水位を十分確保できず、炉心損傷が進行して、圧力容器又はその周辺部に、その閉じ込め機能を更に損なうような損傷が生じたと考えられる。」(同号証の1・37ページ)と記載されているとの限度で認める。

c 「ウ」

「大量に」との部分は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。

(カ) 「(4) 4号機の状況」

認める。

ウ 「6 放射性物質の大量放出」(訴状29ページ)

(7) 「(1)」

a 第1段落(「福島第一原発…放出された。」)

福島第一発電所1ないし3号機で炉心損傷が生じたこと、同発電所1号機、3号機及び4号機の各原子炉建屋でそれぞれ水素爆発と思われる爆発が生じたこと、福島第一発電所事故により放射性物質が大気中に放出されたことは認め、「大量の」との部分は、原告の意見なし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は否認する。

なお、4号機で炉心損傷は生じておらず、また、2号機では水素爆発と思われる爆発は生じていない。また、ベントによる放射性物質が海洋に直接放出されたということはない。

b 第2段落(「これら一連…275頁。」)

認める。

(1) 「(2)」

原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)が、平成23年4月12日、福島第一発電所事故を国際原子力・放射線事象評価尺度(以下「INES」という。)でレベル7と暫定評価したこと、スリーマイルアイランド原子力発電所事故がINESでレベル5と評価されていること、チェルノブイリ原子力発電所事故がINESでレベル7と評価されていることは認め、その余は争う。

福島第一発電所事故により大気中に放出された放射性物質の総量の推計は、ヨウ素換算で、チェルノブイリ原子力発電所事故における大気中に放出された放射性物質の総量の約6分の1前後にとどまる。また、INESレベル5は、「広範な影響を伴う事故」と定義される評価尺度で

ある。

(2) 「第2 被告国の責任」(訴状30ページ以下)

ア 「1 國策としての原子力事業」(訴状30ページ以下)

(ア) 「(1) 被告国によって原子力事業が導入されたこと」

a 第1段落(「昭和26…再開された。」)

昭和26年にサンフランシスコ講和条約が締結されたことは認め、

その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落(「被告国は、…成立させた。」)

昭和29年度予算に原子力関係予算が計上されたこと、昭和30年11月14日に日米原子力研究協定が締結されたこと、同月30日に財団法人原子力研究所が発足したことは認める。なお、同研究所は、原子炉の研究開発機関として発足したものである。

c 第3段落(「そして、昭和…ことになる。」)

原子力委員会が昭和31年に設置されたこと、原子力委員会の所掌事務に「原子力利用に関する政策に関すること」について企画し、審議し及び決定することが含まれることは認め、その余は否認する。

原子力委員会に決定権限がある事項は、「原子力の研究、開発及び利用に関する事項(安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く)」(原子力基本法5条)である。

d 第4段落(「その原子力…4頁。」)

原子力委員会が5年に一度、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を制定してきたこと、同計画の記載内容は認め、その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

e 第5段落(「このように…ものである。」)

「国策」なる用語の意味が不明であるほか、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(1) 「(2) 被告国による原子力事業の全面管理」

a 「ア 原子力基本法」

「14条1項」とあるのを「14条」と解した上で、おおむね認め
る。なお、原子力基本法14条は、「原子炉を建設しようとする者は、
別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならな
い。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。」と規定
している。

b 「イ 原子炉等規制法」及び「ウ 電気事業法」

それぞれ、平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規法」という。)及
び電気事業法の規定をいう趣旨と解した上で、認める。

c 「エ 最終処分法」

平成12年に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が制定され
たこと、高レベルの放射性廃棄物の最終処分について、特定放射性廃
棄物の最終処分に関する法律に基づき、経済産業大臣が経済産業省令
で定めるところにより、特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画を
定めなければならないことは認める。その余は、原告らの意見ないし
評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

d 「オ 原賠法」

昭和36年に原子力損害の賠償に関する法律が制定されたこと、同
法16条1項に、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子
力事業者(外国原子力船に係る原子力事業者を除く。)が第三条の規定
により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、
この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事

業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。」と規定されていることは認め、その余は否認する。

e 「力 小括」

争う。

(d) 「(3) 原子力発電所の建設推進」

■ 「ア 『長期計画』による原子力発電所の建設推進」

(a) 第1段落(「原子力事業…を果たした。」)

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(b) 第2段落(「昭和38…開始した。」)

日本原子力研究所が昭和38年に動力試験炉での原子力発電に成功したこと、日本原子力発電株式会社が設置した東海原子力発電所が昭和41年に運転を開始したことは認め、その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(c) 第3段落(「被告国は…設定した。」)及び第4段落(「そして、被告国は…18頁。」)

原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」に原告らが指摘する記述がされていることは認め、その余は否認する。

原告らが指摘する記述は、飽くまで見通しとして示されたものにすぎず、「数値目標を設定した」ものではない。

(d) 第5段落(「その後…にものぼった。」)

おおむね認める。ただし、1970年代までに運転を開始した発電用原子炉の数は、「20基」ではなく「23基」が正しい。

(e) 第6段落(「なお、福島…建設された。」)

認める。

b 「イ 立地促進による原子力発電所の建設推進」

発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法特別会計に関する法律がいずれも昭和49年に制定されたこと、上記各法律における交付金に関する規定の内容は認め、その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

c 「ウ 小括」

否認ないし争う。

イ 「2 地震及び津波にかかる知見について」(訴状36ページ以下)

(ア) 「(1) 地震についての知見(『長期評価』について)」

a 「ア 地震本部の設置」及び「イ 地震本部による地震調査研究の推進」

いずれも認める。

b 「ウ 地震本部による『長期評価』」

文部科学省地震調査研究推進本部(以下「地震本部」という。)地震調査委員会が、平成14年7月31日、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「長期評価」という。)を作成、公表し、その中で、明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解(以下「長期評価の見解」という。)を示したこと、「長期評価の見解」に原告らが指摘する内容が記載されていることは認める。

*1 本訴訟では、長期評価の中でも、「明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解」が問題となっていることから、長期評価と前記見解とを明確にしゆん別するため、前記見解については「長期評価の見解」として括弧付きで表記する。

「長期評価の見解」の意義等については、追って詳細に主張する予定であるが、その概要を述べると、地震本部地震調査委員会は、国民の防災意識の高揚のため、全国地震動予測地図の作成に向け、平成16年度を期限として、日本全国98の活断層と海溝型地震の長期評価の検討・公表を順次行っていた。この点、限られた期間で過去に記録のない地震も含めて地震の全てを評価することは不可能に近かったが、地震本部地震調査委員会は、本邦のいずれかの地点に被害をもたらし得る全ての地震の生じる可能性を限られた期間内に余すことなく確率表現の方法を用いて評価するため、理学的な根拠をもって発生可能性を否定できないという事象をも全て取り入れた結果、長期評価の中には、必ずしも信頼性の高くない知見も含まれることとなった。そのため、地震本部も、長期評価の発表をもって、直ちに規制や防災対策に取り込むよう求めるものではなく、長期評価の受け手側において、その理学的知見の成熟性の程度を踏まえた上で規制や防災対策に取り込むか否かを判断することを前提として、広く情報を提供するとの趣旨で、各種長期評価を公表していた。そして、原告らの主張する「長期評価の見解」については、特に理学的根拠に乏しく、審議中はもとよりその公表直後から、我が国の防災行政を所管する内閣府や専門研究者らによりその信頼性や社会的な影響を懸念する見解がいくつも示されていた。さらに、これが公表されてから福島第一発電所事故までの間に、福島県沖の日本海溝沿いの領域で明治三陸地震級の津波地震が発生する可能性があることを具体的に裏づける観測記録や、これを支持する見解が学会で発表されることもなかつたのであって、「理学的に否定できない」知見との域を超えて、直ちに規制や防災対策に取りめるものではなかった。したがって、「長期評価の見解」を根拠に、被告国において、作為義務の発生を基礎づける程度の予見可能性

があったということはできない。

なお、念のため述べるに、被告国は、「長期評価の見解」の信頼性が全くないとまで主張するものではない。被告国は、「長期評価の見解」を理学的に否定できない考え方として公表し、現在でもその確率評価の考え方を維持しているところであって、被告国が本訴訟で問題としているのは、各種長期評価の作成目的からして、その中で示された見解には、信頼性の高低に大きな幅があり、決定論的な施設の設計に用いることが可能となるような精度の高いものから、施設の設計に用いることはできないものの、確率表現をすることにより国民の防災意識の高揚に用いる範囲では有用といえるような精度が高くないものまでが含まれている（「長期評価の見解」は後者に当たる。）という点である。

(1) 「(2) 『長期評価』に基づく津波高の知見(『2008試算』について)」

a 第1段落(「被告東京電力…示された。」)

「有識者」とあるのを東北大学の今村文彦教授と解した上で、認められる。

なお、同教授の意見は、即座に「長期評価の見解」を取り込んだ対策をすべきとするものではなく、「長期評価の見解」が未成熟な知見にすぎないことを前提に、これに基づく試算を行って、その影響を把握しておくのもよいというものであった。

b 第2段落(「このため…水深2.604m。」)

認める。なお、被告国が、被告東電から、「長期評価の見解」に基

づき「原子力発電所の津波評価技術」(以下「津波評価技術」という。)*2で設定されている三陸沖の波源モデル(明治三陸地震の波源モデル)を福島県沖に置いて行った試算(以下「平成20年試算」という。)の結果について報告を受けたのは、平成23年3月7日(福島第一発電所事故の4日前)であった。

c 第3段落(「この2008…津波高であった。」)

否認ないし争う。本件地震は、平成20年試算が前提としている地震(明治三陸地震)と比較して、地震エネルギーの大きさ、動いた断層領域の広さ、断層すべり量などにおいて、比較にならないほど大きなものであり、それに伴って、福島第一発電所に襲来する津波の継続時間や、それを前提にした水量、水圧のほか、浸水域や浸水域ごとの浸水深、津波の週上方向等も全く異なるものであった。

ウ 「3 国賠法1条1項に基づく責任」(訴状39ページ以下)

(7) 「(1) はじめに」

a 第1段落(「本訴訟は…ものである。」)

原告らが被告国に対し国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づいて損害賠償を求めていることは認め、その当否は争う。

b 第2段落(「ところで…ならない。」)及び第3段落(「したがって…必要である。」)

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

*2 津波評価技術は、社団法人土木学会原子力土木委員会津波評価部会が、平成14年2月、津波の波源や数値計算に関する知見を集大成し、原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法として策定したものである。

なお、規制権限不行使の国賠法上の違法の判断枠組みについては、追って詳細に主張する予定である。

(イ) 「(2) 経済産業大臣が規制権限を有することについて」

a 「ア 電気事業法(甲A 4)」及び「イ 省令62号(甲A 8)」いずれも認める。

b 「ウ 小括」
争う。

(ウ) 「(3) 規制権限を定めた法令の保護法益について」

a 「ア 原子力基本法(甲A 2)」

(a) 第1段落(「原子力基本法は…定めていた。」)
おおむね認める。

(b) 第2段落(「そして、同法は…明確にした。」)

平成24年法律第47号による改正により原子力基本法2条2項が制定されたこと、同項の規定内容及び同条1項に定める「安全の確保」の目的に「国民の生命、健康及び財産の保護」が含まれることは認める。

(c) 第3段落(「しかしながら…明らかである。」)

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 「イ 原子炉等規制法(甲A 3)」

(a) 第1段落(「また、原子力…定めている。」)

おおむね認める。ただし、平成24年法律第47号による改正前の炉規法1条の文言について、「原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行う」とあるのは「原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行う」が正しい。

(b) 第2段落(「そして、原子炉等…定めていた。」)

炉規法23条1項1号が、実用発電用原子炉を設置しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならぬと定めていたこと、同法24条1項4号が、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)、核燃料物質によつて汚染されたもの(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」を許可の基準の一つとして定めていたことは認める。

(c) 第3段落(「同法は、本件…明確にした。」)

認める。

(d) 第4段落(「しかしながら…明らかである。」)

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

c 「ウ 電気事業法(甲A4)」

(a) 第1段落(「本件における…としている(1条)。」)

電気事業法1条の規定の内容は認める。

(b) 第2段落(「また、上記…(39条2項1号)。」)

平成24年法律第47号による改正前の電気事業法の規定をいう趣旨と解した上で、認める。

(c) 第3段落(「そして、経済…定めていた。」)

認める。

なお、技術基準の内容は、平成24年法律第47号による改正前の電気事業法39条2項1号だけでなく、同項2ないし4号に掲げるところにもよらなければならないとされている。

(d) 第4段落(「つまり、電気…明らかである。」)

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

d 「エ 小括」

争う。

(I) 「(4) 経済産業大臣の作為義務について」

a 「ア はじめに」

(a) 第1段落(「上記のとおり…定めている。」)

平成24年法律第47号による改正前の電気事業法をいう趣旨と
解した上で、認める。

(b) 第2段落(「ところで…おそれがある。」)

一般論として認める。

(c) 第3段落(「そして、被告…のである。」)以下

争う。

b 「イ 平成14(2002)年当時の『津波』にかかる最新の科学的
知見」

(a) 「(7) 平成14(2002)年7月の『長期評価』(甲B8)」

i 第1段落(「地盤防災…公表した。」)

認める。

ii 第2段落(「『長期評価』は…甲B8・4頁。」)

長期評価に原告らが指摘する内容の記載があることは認め、長
期評価の意義等は争う。

(b) 「(4) 『長期評価』に基づく津波高の推計について」

i 第1段落(「『長期評価』は…わけではない。」)

認める。

ii 第2段落(「もっとも…といえる。」)

争う。

iii 第3段落(「現に、被告東京…得ている。」)

東電設計株式会社が平成20年試算を行ったことは認める。

IV 第4段落(「したがって…可能であった。」)

争う。平成20年試算は「長期評価の見解」を前提にしているものであるから、これを根拠にして、被告国に作為義務を基礎づける程度の予見可能性があったとはいえない。

(c) 「(ウ) 技術基準として適切な措置を講じなければならない最新の科学的知見を踏まえた『津波』について」

I 第1段落(「事業用電気…必要である。」)

一般論として認める。

II 第2段落(「地震本部は…(甲A7)。」)及び第3段落(そして、地震…ものである。」)

いずれも認める。

III 第4段落(「すなわち…しなかった。」)及び第5段落(「したがって…ことができる。」)

いずれも争う。

(d) 「(イ) 『長期評価』から推計される『津波』が技術基準として適切な措置を講じることが求められる対象の津波であること」

I 第1段落(「また、そもそも…(甲A7)。」)

「地震防災対策特別措置法7条1項」とあるのを「地震防災対策特別措置法1条」と解した上で、認める。

II 第2段落(「すなわち…いるのである。」)

認める。

III 第3段落(「そうであるならば…ことになる。」)及び第4段落(「したがって…ことができる。」)

いずれも争う。

(e) 「(オ) 小括」

争う。

○ 「ウ 原子炉施設が技術基準に適合しないと認められること」

(a) 「(ア) 非常用電源設備の設置状況」

| 第1段落(「福島第一原発…備えられていた。」)

認める。

ii 第2段落(「これら非常…対象となる。」)

否認ないし争う。

III 第3段落(「そして、各号機…とおりである。」)以下

認める。

(b) 「(イ) 『津波』により非常電源用設備が『損傷を受けるおそれがある』と認められること」

否認ないし争う。

d 「エ 事故発生により深刻で回復不能な災害を引き起こすおそれがあると認められること」

争う。

e 「オ 結果回避可能性について」

東電設計株式会社が平成20年試算を行ったことは認め、その余は争う。

福島第一発電所事故前の知見に基づいて導かれる適切な津波対策は、防潮堤の設置であり、それ以外の対策(電源設備等の水密化)は導かれない。

また、前記のとおり、平成20年試算が前提にしている地震(明治三陸地震)は、本件地震とは全く規模が異なり、それに伴って発生する津波の規模等も異なるため、その当時適切と考えられていた津波対策である防潮堤を設置しても、本件津波による福島第一発電所の主要建屋の敷地(O: P. +10メートル)への浸水は防げなかった。

以上の点については、追って詳細に主張する予定である。

f 「(5) 経済産業大臣の作為義務についてのまとめ」

争う。

(オ) 「(5) 経済産業大臣の作為義務違反について」及び「(6) 小括」
いずれも争う。

(3) 「第3 被告東京電力の責任」(訴状56ページ以下)

相被告である被告東電に対する主張であり、認否の限りでない(ただし、今後、必要に応じて、訴状第4章第3記載の原告らの主張に対し反論を行うことはあり得る。)。

(4) 「第4 不真正連帯債務」(訴状67ページ)

争う。

6 「第5章 本件原発事故による原告らの損害」(訴状69ページ以下)

千葉地方裁判所平成29年9月22日判決の引用部分(訴状第1の2(4)・7
1ページ、第3の1・8ないし86ページ)につき、同判決中に原告らが引用する内容の記載があること、浪江町に行政区が設置され、本件事故当時の行政区長の定数が49名であったこと(訴状第5章第2の3(3)イ・79ページ)
及び住民意向調査の結果(訴状第5章第3の2(3)カ・111ないし113ページ)
については、いずれも認める。また、福島第一発電所事故前後における医療機関数、学校・生徒数、農地面積、漁獲高及び人口・世帯数等の統計結果(訴
状第5章第2の3(2)(3)・75ないし81ページ)は、甲D第7ないし第22、
第24号証に同趣旨の記載があるとの限度で(ただし、「漁業〔水揚げ数量2
014トン〕」[訴状第5章第2の3(2)ウ・76ページ]について、「210
4トン」[甲D第20号証]の誤記と解した上で)認める。その余は、いずれ
も知らないし争う。

なお、前記の千葉地方裁判所平成29年9月22日判決は、当該事件原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却している。

7 「第6章 被告東京電力の浪江町集団ADR和解案違法拒否による請求」(訴

状142ページ以下)

被告東電に対する主張であり、認否の限りでない。

8 「第7章 結語」(訴状162ページ)

被告国に対する主張については争い、被告東電に対する主張については認否の限りでない。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
被告東電	相被告東京電力ホールディングス株式会社	答弁書	1	
福島第一発電所	被告東電の福島第一原子力発電所	答弁書	1	
福島第一発電所事故	平成23年3月に相被告東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所において発生した放射性物質が放出される事故	答弁書	2	
本件地震	東北地方太平洋沖地震	答弁書	9	
本件津波	本件地震に伴う津波	答弁書	9	
政府事故調最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	答弁書	10	
保安院	原子力安全・保安院	答弁書	12	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	12	
炉規法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
地震本部	文部科学省地震調査研究推進本部	答弁書	16	
長期評価	地震本部地震調査委員会が平成14年7月31日に公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	答弁書	16	
長期評価の見解	長期評価の中で示された、「明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解」	答弁書	16	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	答弁書	19	
平成20年試算	被告東電が平成20年に行った明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算	答弁書	19	
国賠法	国家賠償法	答弁書	19	